

## 施行日前後の長期構造等基準の適用について

1. 当センターの確認申請対象住宅は店舗併用住宅とも新築の木造住宅であり、規模基準の変更はないため、長期使用構造等の基準のみを適用します。施行日より前（令和4年9月末）までに当センターに設計住宅性能評価申請、長期使用構造等確認申請を申請済みの場合は、旧基準（現行基準）が適用されます。ただし、所管行政庁への認定申請が令和5年3月末までのものに限りです。

なお、**低炭素建築物（住宅）認定申請については長期使用構造等確認と違い、評価機関の業務が技術的審査であり法律上の位置づけがないため、9月末までに所管行政庁に認定申請申請している場合は旧基準扱いとなります。10月1日以降に所管行政庁に認定申請する物件は、新基準扱いとなります。施行日前の認定申請物件で、変更申請がある場合は旧基準を適用することになります。お間違いがないようご注意ください。（低炭素建築物認定申請についても別途HPに掲載いたします。）**

2. 令和4年9月末までの設計住宅性能評価申請、長期使用構造等確認申請については、業務期日は、「受付日の翌日から休日を除き10日間」としています。10月1日以降の申請については省エネ基準がZEH相当の水準となり、断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の審査並びにZEH等計算書の審査が加算されますので、業務期日を「受付日の翌日から休日を除き15日間」とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。
3. 計画変更確認申請が必要な場合は、計画変更を必要とする部位が、その工程に達する前に申請する必要があります。なお、設計一次エネルギー量が基準一次エネルギー量に対し一定余裕がある場合は、計画変更が必要にならない場合があります。

このことは当センターHPのトップページの最新・更新情報に9月下旬掲載いたします。